

## バイク置場使用契約書

(甲) ソフィア・ガーデンズ川崎管理組合  
 理事長 \_\_\_\_\_

借主 (乙) \_\_\_\_\_ 号室  
 氏名 \_\_\_\_\_ 印

甲と乙は、甲が管理するバイク置場施設の使用に関し、管理規約、バイク置場使用細則に基づき次のとおりバイク置場使用契約を締結したので、その証として契約書式通を作成し、各壹通を保有する。

第1項	駐輪区画	番区画				
第2項	(イ) 使用料	月額	円	(ロ) 車種		(ハ) 登録番号
第3項	契約期間	(自)	年 月 日	(至)	年 月 日	2年間

### 契約条項

#### 第1条 (バイク置場の使用資格)

バイク置場使用契約の資格者は、区分所有者または専有部分の貸与を受けた占有者およびその同居する親族とする。乙は、専有部分を第三者に譲渡もしくは貸与、または転居すること等により使用資格を失った場合は、このバイク置場の専用使用権および使用資格は消滅する。

#### 第2条 (使用契約料金の変更等)

甲は、施設の改善もしくは、一般物価の変動等により、第2項 (イ) に表示した使用料の額に改訂を必要とした場合は、管理組合の総会決議をもって改訂することができる。  
 この場合、乙は、その決議内容に一切の異議申し立てを行わない。

#### 第3条 (使用料金支払い)

乙は、第2項 (イ) に表示した使用料を甲の指定する自動振替の方法により、毎月末日までに翌月分を支払うものとする。  
 2. このバイク置場使用契約の締結日が1ヶ月に満たない場合は、日割り計算によるものとする。  
 ただし、月途中の解約については日割り計算は行わない。

#### 第4条 (使用上の注意)

乙は、バイク置場の使用にあたり、別に定めるバイク置場使用細則に定める事項を遵守するものとする。

#### 第5条 (管理および保管責任)

乙は、契約バイクの管理保管について、自己の責任でこれを行うこととし、バイク置場内での車両の破損、盗難等、理由の如何を問わず、甲はその一切の責を負わないものとする。

## 第6条（事故の防止および責任）

乙は、バイク置場施設への出入庫には、徐行を励行し歩行者の安全に留意するとともに、事故の防止に努めなければならない。

2. 乙は、敷地構内およびバイク置場内で、事故を発生させた場合は、すみやかに甲に届け出るとともに、その事故により生じた損害等について、乙の責任と負担でこれを処理解決するものとする。

## 第7条（バイク車両の変更）

乙は、第2項（ロ）（ハ）に表示した以外のバイクを駐輪してはならない。バイクを変更する場合は、あらかじめ甲に申し出て承認を得なければならない。

## 第8条（乙の賠償義務）

乙またはその家族、同居人、使用人等、乙に関係する者が故意または過失により、バイク置場施設ならびに他のバイクまたは自動車等に損害を与えたときは、乙は、自己の責任において、その損害を賠償しなければならない。

## 第9条（禁止事項）

乙は、使用区画内に物品等の放置、または構築物等の設置および、区画の構造を変更する等の行為を行ってはならない。

## 第10条（転貸・譲渡の禁止）

乙は、このバイク置場使用契約の権利を第三者に譲渡または転貸をしてはならない。

## 第11条（契約の更新および解約）

本契約満了1ヶ月までに、甲または乙より更新拒絶の届け出がない場合は、本契約は自動的に更に2ヶ年間延長するものとし、以後もこれに準ずる。

2. 乙が、本契約期間中に解約しようとするときは、1ヶ月前までに甲に対して書面で通知しなければならない。第1条により使用資格を失った場合も、これに準ずるものとする。

## 第12条（解除）

乙は第2項（イ）に表示する使用料金を、2ヶ月間連続して滞納した場合、甲は一定の期間を定めた通知をもって、解除することができる。

## 第13条（管理組合の決議）

管理規約およびバイク置場使用細則の変更、または管理組合総会の決議により、本契約の内容と異なる変更があった場合、乙は変更後の管理規約およびバイク置場使用細則、または管理組合総会の決議に従うものとする。

## 第14条（規定外事項）

このバイク置場使用細則に定めない事項については、他の法令に従い、甲、乙協議の上、解決するものとする。